

浜田地区広域行政組合財政状況書に関する条例

平成9年3月31日

条例第24号

改正 平成17年9月30日条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況に関する文書（以下「財政状況書」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の時期）

第2条 財政状況書は、毎年9月末及び3月末現在において公表するものとする。

（記載事項）

第3条 財政状況書には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者が必要と認める事項

2 財政状況書の記載に当たっては、統計表又は図表を用いて理解しやすいように努めなければならない。

（公表の方法）

第4条 財政状況書の公表は、浜田地区広域行政組合公告式条例（平成9年浜田地区広域行政組合条例第3号）の定めるところにより行う。

（その他）

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況書の作成及び公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。